

# 京都府立大学学生生活資金貸付規程

(平成20年京都府立大学規程第41号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学生の経済生活を援助し、勉学に支障をきたすことのないよう、資金の貸付に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付資金)

第2条 貸付資金は、寄付金及び預金利息収入をもって充てる。

(管理)

第3条 前条の貸付資金は、学生部長が管理する。

(運営)

第4条 第2条の貸付資金の運営は、学生部委員会が行う。

2 学生部長は、毎年1回、貸付資金の管理状況を学生部委員会に報告するものとする。

(貸付の要件)

第5条 貸付を受けることができる学生は、次に掲げる場合のいずれかに該当している者とする。

- (1) 授業料、研究費、その他学費の支払いに支障を生じた場合
- (2) 医療費の支払いに支障を生じた場合
- (3) 生活費の支弁に支障を生じた場合
- (4) その他緊急に必要な場合

(貸付金額)

第6条 貸付金額は、1人について100,000円以下とし、5,000円単位で貸し付けるものとする。

(貸付の手続)

第7条 貸付を受けようとする学生は、貸付を希望する日の前日までに、学生部長に所定の貸付申込書を提出しなければならない。

2 学生部長から貸付の決定を受けた者は、貸付金の引換えに、教員1人を連帯保証人とする所定の借用証書を提出しなければならない。ただし、貸付金額が50,000円を超える場合は、連帯保証人を教員2人とする。

(返済)

第8条 貸付を受けた者は、貸付を受けた日から10月以内に、別表に定めるところにより一括又は分割して借用金の全額を返済しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、学生部長の承認を受けて、貸付の日から15月の範囲内で返済期間を延ばすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸付を受けた者が卒業若しくは修了又は退学(以下「卒業等」という。)するときは、卒業等の期日までに借入金の残額を完済しなければならない。

3 貸付金は、無利息とする。

(貸付の禁止)

第9条 貸付を受けた者が、正当な理由なく返済期日に返済しない場合は、その者に対して、以後の貸付をすることができない。

(重複貸付の禁止)

第10条 現に貸付を受けている者に対しては、理由のいかんを問わず、重複して貸付をすることができない。

(貸付の制限)

第11条 貸付を受けようとする者が多数の場合で貸付資金が不足するときは、貸付を一時停止し、又は貸付金額を制限することがある。

(業務)

第12条 貸付業務は、学生部で処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表

貸付金返済条件

貸付金額	分割返済回数	1回当たりの返済金額
5,000円	-	
10,000円	2回	5,000円
15,000円以上 30,000円以下	3回以下	5,000円以上
35,000円以上 40,000円以下	4回以下	5,000円以上
45,000円以上 50,000円以下	5回以下	5,000円以上
55,000円以上 60,000円以下	6回以下	5,000円以上
65,000円以上 70,000円以下	7回以下	5,000円以上
75,000円以上 80,000円以下	8回以下	5,000円以上
85,000円以上 90,000円以下	9回以下	5,000円以上
95,000円以上100,000円以下	10回以下	5,000円以上

(備考)

- 1 貸付金額が5,000円の場合及び貸付金額が10,000円以上で一括返済を希望するときは、貸付を受けた日から1月以内に返済するものとする。
- 2 貸付金額が10,000円以上で1以外の場合は、分割返済とし、貸付を受けた日から1月以内ごとに分割返済回数に応じて所定の貸付申込書の返済計画欄に定める期日までに同欄に定める額を返済するものとする。
- 3 分割返済の場合においては、その者の申出により所定の返済期日を繰上げて返済することができるものとする。